

# 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書

東京都水道局長 殿

申込月日	令和 年 月 日
------	----------

お客さま番号			
区	水道番号	区分	CD

○申込みに当たり、注意事項、承諾事項及び裏面の委任事項を確認の上、お申し込みください。  
 ○太枠内の該当する申込み・申請項目に「」印を付け、必要事項を記入してください。

<input type="checkbox"/> 給水管取付・撤去工事承認申請 ( <input type="checkbox"/> 取付 <input type="checkbox"/> 撤去 )	<input type="checkbox"/> 道路占用手続申込み
<input type="checkbox"/> 給水管取付・撤去工事検査申込み ( <input type="checkbox"/> 取付 <input type="checkbox"/> 撤去 )	<input type="checkbox"/> 道路占用手続委任

工事場所	丁目 番 号	工 種 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去	取り出し口径	mm
施 工 主	氏名			
	電話番号 ( )			
申 込 者 (指定給水装置工事事業者) ・ 緊急時対応責任者	丁目 番 号	給水装置工事 主任技術者	主任技術者免状交付番号 第 号	
	指定番号【 】 電話番号 ( )		氏名	
路面復旧費 監督事務費 請求先	丁目 番 号	分岐及び 配管施工者	氏名	
	電話番号 ( )			
工 事 予 定 日	令和 年 月 日 ( )		時 分	
検 査 日	令和 年 月 日 ( )		整理番号	
道路占用許可番号		道路使用許可番号		

### ◎道路占用手続に当たっての注意事項

- 道路占用手続は施工主が行うことを原則としますが、道路管理者からの指示がある場合は、裏面の委任事項を確認し当該手続を当局に委任してください。
- 監督事務費等の概算額が通知された日から1箇月を経過し、かつ、催告をされても納入されない場合は、当該工事の申請を取り消したものとみなします。

### ◎給水管取付・撤去工事承認申請

承諾事項

- (1) 配水管からの給水管取付・撤去工事を指定給水装置工事事業者施行とするに当たり、次の要件及び誓約事項を承諾します。

〔承認要件〕

- 給水管の分岐及び配管の工事を施工する場合は必要な技能を有するものが従事し、又は従事するものを実地監督すること。(水道法施行規則第36条第2号)
- 上記の資格又は実務経験の確認のため、必要な書類を提示すること。
- 不陸陥没等、緊急を要する場合は、直に出動し必要な措置を行うこと。

〔誓約事項〕

- 工事施行に当たっては関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- 施工方法は都が定める給水装置設計・施工基準によること。また、当局職員の指示がある場合はそれに従うこと。
- この工事に起因して、第三者への損害又は問題等が生じた場合は、申込者及び施工主の責任において解決すること。
- 道路復旧工事は、道路管理者が求める基準に基づき、速やかに施工すること。
- 〔区 部〕道路管理者に納付する路面復旧費又は監督事務費は、工事着手前に概算額を当局へ納付し、工事完了後に清算する扱いとすること。  
〔多摩地区〕道路管理者に納付する路面復旧費又は監督事務費は、道路管理者から当局への請求後に支払う扱いとすること。
- 当該工事完了後速やかに、分岐、配管、埋戻し、復旧工事の施行状況を確認できる写真を提出すること。

- (2) 本件工事に起因する損害賠償は、申込者と施工主が連帯して責任を負うものとします。

### ◎給水管取付・撤去工事検査申込

東京都給水条例第6条第2項に基づき、配水管からの給水管（取付・撤去）工事検査を申し込みます。

科目	金額	領収
道路占用申請手続料(科目151)	円	
消費税相当額	円	
計	円	
工事検査手数料(科目183)	円	
断水費(科目 )	円	
	円	

課長	課長代理	業務受託者	
		所長	担当者

◎道路占用手続委任事項

本給水装置工事の施行に伴い、下記の事項について委任します。

なお、

<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法第32条</li> <li>・東京都道路占用規則第14条</li> <li>・各区市町村道路占用規則の届出事項に係る条項</li> </ul>
--

に定めるもののうち、該当する届出事項については、貴局に届け出ます。

また、下記事項の行使に伴う一切の費用は御指定のとおり支払います。

記

- 1 給水管の新設、改造及び撤去に伴う道路占用の諸申請及び占用料免除申請に関すること。
- 2 法令、条例により施行される道路工事等のため給水管の移設、改造又は撤去の必要が生じた場合は、必要とする工事を施行すること。

(参考) 東京都道路占用規則 (抄)

第14条 占有者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 占有者がその氏名を変更し、又は住所を移転したとき
- 二 占有者である法人が解散したとき
- 三 占有を廃止しようとするとき (第18条の規定による申請書を提出する場合を除く。)

[ 立 会 図 ]	所 長	立会者	残留塩素濃度	mg/L
			測 定 日	令 和 年 月 日
<div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px;"> <!-- Grid content for the drawing area --> </div>				